

令和7年2月28日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公 印 省 略)

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡及び周知依頼がありました。

本件は、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関する広告（以下「あはき・柔整に関する広告」という。）について、利用者に適切な施術所等を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、その広告の適正化の推進を図ることを目的として、別紙のとおり「あはき・柔整広告ガイドライン」（以下「本指針」という。）が策定されたことを示すものです。

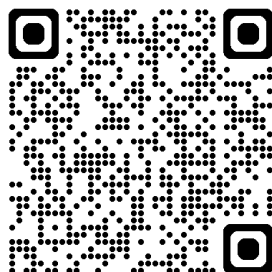
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。

●厚生労働省

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業 若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針

～あはき・柔整広告ガイドライン～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412674.pdf>



一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
Tel06-6763-7021 Fax06-6764-0267